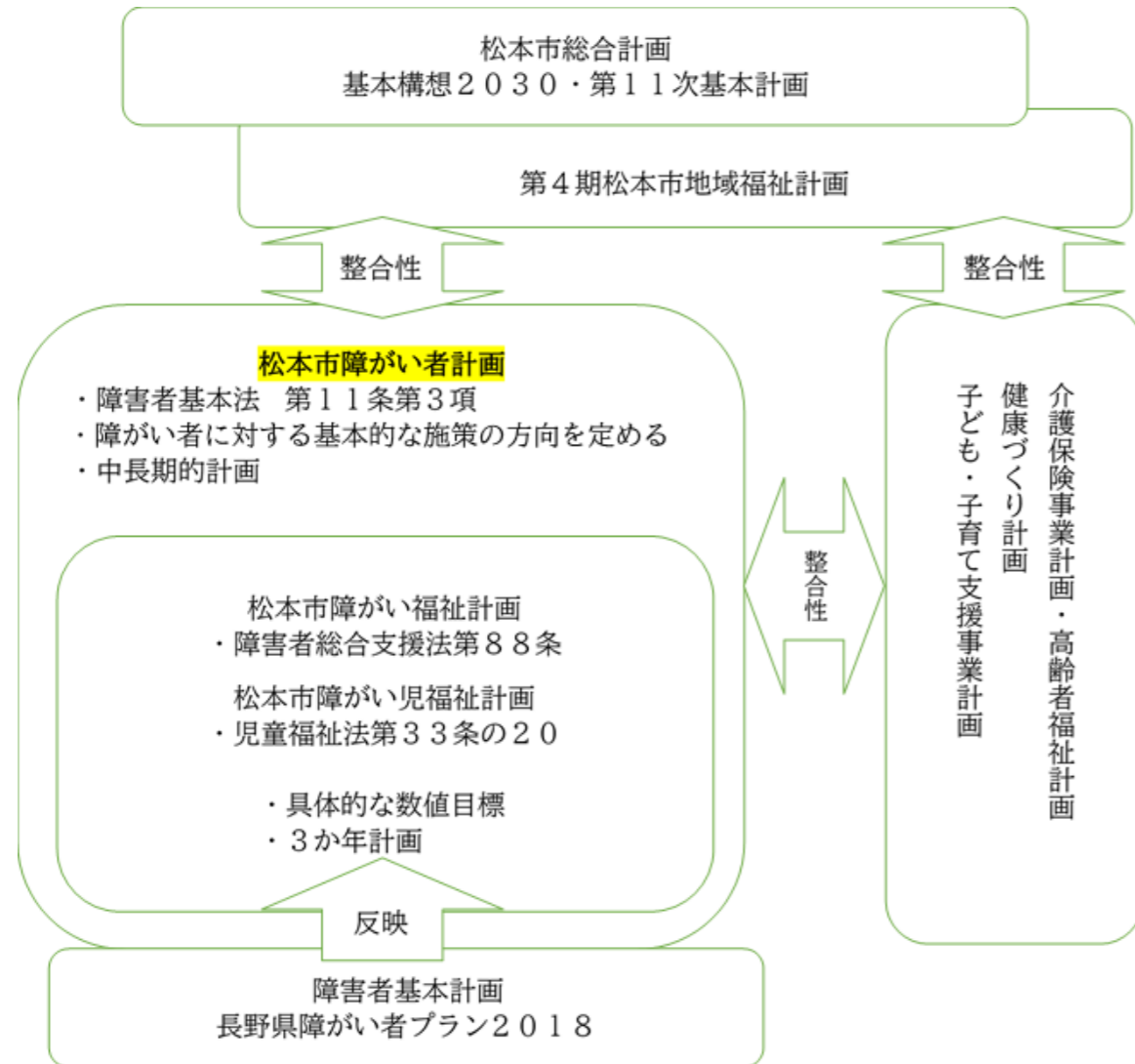


# 第4次 松本市障がい者計画【概要版】

## 1 計画の位置付け、期間

「松本市障がい者計画」は、松本市の障がい者を支援するための基本的な方向性を定めるものです。具体的な取組みについては、「松本市障がい福祉計画」、「松本市障がい児福祉計画」で定めています。また、国の「障害者基本計画」、県の「長野県障がい者プラン2018」を踏まえるとともに、「松本市総合計画」、「松本市地域福祉計画」等他の関連する計画と整合性を図るものとしています。「第4次松本市障がい者計画」は、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5か年計画です。ただし、国・県の動向により見直しが必要となった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。



## 2 基本理念

一人ひとりが尊重され 互いに支え合い  
認め合える共生のまち まつもと

## 3 基本目標

- ◇ 基本目標Ⅰ：障がいのある人に対する支援体制の整備
- ◇ 基本目標Ⅱ：障がいのある人の心豊かな暮らしの支援
- ◇ 基本目標Ⅲ：障がいのある人の就労及び地域活動の支援

## 4 重点施策

### 重点施策1 包括的相談支援体制の整備

- ☆ 18歳、65歳といった制度の狭間においても切れ目のない相談支援体制
- ☆ 障がい者やその家族の複雑化・複合化した課題を解決できる分野を超えた一体的な相談支援体制
- ☆ 障がい者やその家族に身近な相談支援体制

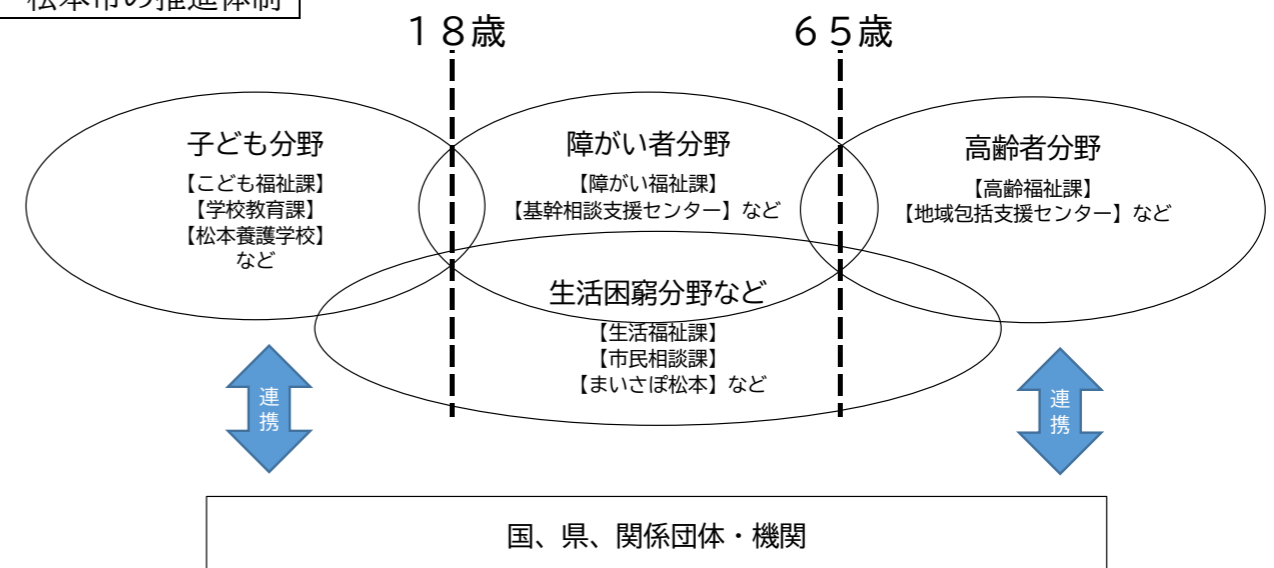
### 重点施策2 重度障がい児（者）支援の充実

- ☆ 強度行動障がい、医療的ケアの必要な障がい児・者が利用できる事業所整備
- ☆ 重度障がいに対応できる福祉人材の育成と確保

### 重点施策3 就労支援の充実

- ☆ 教育と福祉の連携による就労に向けた準備、学習する機会の創設
- ☆ 就労移行、定着を目指した就労支援体制の整備
- ☆ 就業機会の拡大や受注機会の確保

## 5 松本市の推進体制



基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	主な取組み	
一人ひとりが尊重され 互いに支え合い認め合える共生のまち まっもと	I 障がいのある人に対する支援体制の整備	1 包括的相談支援体制の整備(重点施策)	(1) 各種支援の一体的な実施	<b>地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築</b> <b>緊急時の支援</b> 多様な障がいの方への支援 生活困窮者自立支援事業 <b>ICTの活用 ※</b> <b>情報の共有と個人情報の保護</b> 障がい特性に配慮した情報提供 精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築 日中活動の支援 <b>相談支援体制の整備</b> 計画相談支援事業の整備 福祉サービス等の情報提供の充実 <b>ピアサポート活動支援 ※</b> 障がいの発見からの適切な支援	
			(2) 相談支援体制の充実		
		2 重度障がい児(者)支援の充実(重点施策)	(1) 強度行動障がい・医療的ケア支援		重度訪問介護 重度障害者等包括支援 療養介護 施設入所支援 重度身体障害者日常生活用具給付事業
			(2) 教育・福祉分野と連携した受入環境整備		
	II 障がいのある人の心豊かな暮らしの支援	3 地域における生活支援の推進	(1) 地域生活支援体制の整備	短期入所 生活介護 共同生活援助 訪問入浴 <b>強度行動障がい・医療的ケア支援</b> <b>強度行動障がい者住宅整備事業 ※</b> <b>重層的支援体制整備</b> 放課後等デイサービス事業 重度身体障害者日常生活用具給付事業 日中一時支援 身体障がい者住宅整備事業 <b>強度行動障がいに対応するための施設改修事業</b> 児童発達支援事業 居宅訪問型児童発達支援	
			(2) 住まいの場の整備		
			(3) 地域生活を目指す体験の機会の提供		
		4 障がい者理解の促進	(1) 虐待防止の徹底	地域移行支援 松本圏域障がい者相談支援センター事業 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 松本市あいサポーター研修 移動支援 <b>障害福祉サービスの質の向上</b> 地域定着支援 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 重度身体障害者日常生活用具給付事業 <b>ひとり暮らし体験事業</b> <b>災害時要援護者支援プラン推進事業</b>	
			(2) 差別解消と合理的配慮の促進		
			(3) 理解を深める機会の充実		
		5 意思決定の尊重	(1) 権利擁護の推進	啓発活動の推進 <b>合理的配慮の理解促進</b> 人権教育の推進 <b>成年後見制度利用促進</b> 手話通訳者派遣事業 / 要約筆記派遣事業 声の広報発行事業 虐待の防止 身体障害者補助犬法の周知 <b>市職員に対する障がい者理解の周知・啓発</b>	
			(2) 手話通訳・要約筆記の充実		
		III 障がいのある人の就労及び地域活動の支援	6 就労支援の充実(重点施策)	(1) 就業機会の拡大と受注機会の確保	障がい者就労支援訓練事業 <b>重度障がい者等に対する通勤等支援業務 ※</b> 障がい者理解広報啓発業務(あいサポート運動) 障がい者優先調達推進 <b>養護学校と連携した就労支援業務</b> 就労に関する相談窓口、支援制度の周知 就労支援業務 福祉的就労から一般就労への移行推進 <b>就労機会確保事業</b> 障がい者雇用理解促進業務 松本市職員採用試験(障がい者枠) <b>一般就労者の就労支援業務</b> 就労継続支援事業所ネットワーク <b>就労支援体制の整備</b> 職場定着支援業務
				(2) 就学から就労への連携	
	(3) 就労支援の充実				
	7 学習・文化芸術活動等の参加		(1) 交流機会や場の推進	移動支援 <b>聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業</b> 長野県障がい者文化芸術祭作品展 障がい者スポーツ大会 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	
			(2) 生涯学習・スポーツ活動への参加の促進		
			(3) 文化芸術活動への参加の促進		

※ピアサポーター活動支援・・・障がい者やその家族が互いの悩みを共有、情報交換のできる交流会活動を支援  
 ※ICTの活用・・・可能な限り来庁せず、誰でも簡単に申請や相談ができるよう、様々な手続きのオンライン化  
 ※強度行動障がい者住宅整備事業・・・強度行動障がい者が在宅で快適に過ごせるよう、また、介護している家族の負担軽減を図るため、住宅等の整備改善を行う費用を補助  
 ※重度障がい者等に対する通勤等支援業務・・・「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の研究